

平成27年度 京都府がん対策推進府民会議 たばこ対策部会 開催結果

1 日 時

平成28年3月3日(木曜)14時30分～15時50分

2 場 所

京都ガーデンパレス 鞍馬の間

3 出席者(順不同・敬称略)

渡邊 能行 京都府立医科大学大学院教授

茂籠 哲 京都府薬剤師会専務理事

土井たかし 特定非営利活動法人京都禁煙推進研究会理事

高木 芳夫 京都労働局労働基準部健康安全課地方労働衛生専門官

志摩 裕文 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長

前田 昌一 与謝野町保健課長

秋原 栄人 京都府中学校長会(舞鶴市立城南中学校校長)

樋口 剛志 京都府商工会連合会事務局総務課長

〔 ※京都府医師会、京都府商工会議所連合会、京都府生活衛生営業指導センター、
京都府飲食業生活衛生同業組合、京丹後市は欠席 〕

・参考人:京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会 事務局長 南部 和久

・傍聴者1名

概 要

1 報告協議事項

① 国の受動喫煙防止対策について

たばこ対策及び受動喫煙防止対策をめぐる国の動向について事務局から説明するとともに、意見交換を行った。

- ・がん対策加速化プランについて
- ・国(厚生労働省健康局健康課)受動喫煙防止対策について
- ・「受動喫煙防止対策について」の一部改正について

② 受動喫煙防止対策の取組状況及び各分野の取組みについて

京都府がん対策推進計画に基き、今年度のたばこ対策の取組状況について、事務局から各項目を説明するとともに、今後の取組等について意見交換を行った。

- ・取組状況について
- ・防煙(未成年者の喫煙防止)について
- ・禁煙支援について
- ・受動喫煙防止対策について

2 主な意見・報告事項等[●事務局、◎委員、○オブザーバー]

① 国の受動喫煙防止対策について

◎今説明の平成 22 年 2 月「受動喫煙防止対策について」健康局長通知において「屋外であっても、子どもや多数の者の利用が想定される公共的な空間(公園、通学路等)での受動喫煙防止対策は重要である」とされている。
子どものスポーツ指導(サッカー)をしているが、屋外運動施設でも灰皿が設置されているところが多く、グラウンドのすぐ側が喫煙可となっており、子どもが受動喫煙にあっている。こういった事実も踏まえ、子どもに焦点をおいた受動喫煙防止対策についても考えていただきたい。

◎国の予算は新学術領域等の研究事業に集約されており、AMEDプラン(注)では結果がすぐ出るような事業に重点がおかれているように思う。
エビデンス確保のための地道な研究事業については予算が十分でなく、基礎的研究にも一定配慮いただきたいと考える。地道な研究が評価されないことは極めて遺憾であり、基礎データがないと重要な施策もたてにくい。
一部は文部科学省の事業であるが基礎研究も重視するよう京都府から国へ伝えていただきたい。(注: 日本医療研究開発機構の革新的医療技術創出拠点プロジェクト)

●健康福祉部長が、昨年 9 月より国のがん対策推進協議会に委員として参加しており、そういった場を通じて働きかけていきたい。

② 受動喫煙防止対策の取組状況及び各分野の取組みについて

事務局の説明に加え、資料の提供の団体等から活動及び取組を紹介

◎京都禁煙推進研究会

- ・防煙教育の取組として、27 年度は小中高等 122 校(京都市立中学校では 6 割超)、14506 名への防煙授業を実施
- ・禁煙治療・支援の取組
京都府医師会等と共催し、禁煙外来講習会(3 回)及び卒煙サポーター養成講座開催
- ・受動喫煙防止の取組
第 30 回タバコフリーフォーラム京都開催 テーマ「職場でのタバコ対策」
- ・2015 年世界禁煙デー in 京都開催

◎京都府薬剤師会

- 禁煙支援薬局の認定と喫煙対策を推進するため、薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業を実施
- ・3 つの禁煙支援薬局において、OTC のみで 16 名中 6 名が禁煙に成功
 - ・同志社大学ヨット部に協力いただき、8 名中 3 名が禁煙に成功

◎京都労働局

- ・27 年 6 月に改正労働安全衛生法が施行され、職場の受動喫煙防止対策が努力義務とされたことで、禁煙・分煙室整備に対する助成、環境測定機器の無料貸出し等の等様々な支援制度が設けられた。

- ・厚労省の調査では、職場での受動喫煙対策は25年には65%実施できているが、最終的には85%とすることをここ1、2年の目標にしている。
- ・労働基準監督署から事業所へ説明会等実施するが、残念ながら受動喫煙の説明会に対する関心は低い。

○京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会

- ・協議会の取組に賛同する京都駅周辺の10団体に所属する120店舗全てでステッカーが掲示された。(27年12月)
- ・官民一体の受動喫煙防止対策として、店頭表示ステッカーの貼付率を上げる取組として、この2月から市内約7,000店舗を対象に貼付の働きかけを開始。

◎ステッカーの配布数だけで事業評価しているようで、単にステッカーを貼れば良いというだけのものではない。

○訪れた客に店舗の喫煙環境を知ってもらい、受動喫煙防止の取組を広めていくためには、まず、数も大切と考えている。地道にステッカーの店頭表示店舗数を増やすことが、事業者の意識向上に寄与すると考える。従業員への受動喫煙防止については、現時点では対策が十分とはいえず、今後の課題と考えている。

◎分煙ステッカーが貼付されている店舗において、NPOに受動喫煙を受けたとのクレームがあったが、実態とあってないのではないかと。

○そういった事態について、把握すれば指導しており、分煙のための施設整備に係る補助金制度も紹介しているが、事業者連絡協議会以外の全事業者を集めて指導するのは困難。事業者連絡協議会に加盟する組合等を通じ、理解を得られるよう取り組んでいく。

◎京都禁煙推進研究会の防煙教育や生命のがん教育におけるたばこの授業でお世話になっている。昨夏舞鶴市の学校保健研究会で生命のがん教育模擬授業を聞いたが、講師の話も印象深く、有意義なものであった。

◎ぜひ府職員の新採研修等で禁煙教育を実施してほしい。また、府職員に対する喫煙調査を実施し、その結果を公表することで、府が率先して受動喫煙防止対策に取り組んでいることを示すべきではないか。例えば、喫煙スペースに卒煙を案内するポスター等の啓発物品を置く等はいかがか。

●喫煙者への卒煙セミナー等については、職員の健康管理担当所属で実施している。喫煙スペースにおける掲示については、健康福祉部だけで対応することができないため、庁舎管理部署と調整が必要。

◎受動喫煙防止対策も大事だが、禁煙支援はまず煙の発生源を絶つという点で、重要と考える。